

# 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）（案） の概要について

## 1 制定の趣旨

社会福祉法の一部が改正され、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を都道府県の条例で定めることとされたことに伴い、以下のとおり条例を制定しようとするものである。

## 2 条例の概要

- (1) 本県の実情を踏まえ、無料低額宿泊所における非常災害対策に関する基準として、震災、風水害、火災その他の災害の発生に備えるため、入居者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならない旨を定めることとする。
- (2) (1)のほか、無料低額宿泊所における職員の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」と同様の内容を定めることとする。

## 3 施行期日

令和2年4月（予定）